

農業者年金保険料の確定申告について

農業者年金の保険料は『全額が社会保険料控除の対象』です。

ポイント

- ◎ 農業者年金保険料を社会保険料控除の確定申告することにより、所得税と住民税が軽減されます。
- ◎ 生計を一にする配偶者、その他の親族の保険料を負担した場合も控除の対象となります。
- ◎ 前納納付で保険料を納付（平成28年12月26日納付）された方は、28年または29年のどちらかの年を選択し確定申告することができます。
具体的には、平成28年12月に29年分保険料を前納納付した場合、平成28年中に支払った保険料として平成29年3月期限の確定申告を行うか、平成29年分保険料として平成30年3月期限の確定申告を行うか選ぶことができます。
《国税庁所得税基本通達74・75-1及び2》

<納付した保険料の確認>

- ◇ その年に納付した保険料額は、保険料引落口座の通帳を最寄りのJAで記帳することで確認できます。
- ◇ JAの農業者年金窓口においても、1月下旬頃から保険料額を確認することができます。
- ◇ 農業委員会・JAにおいて、農業者年金保険料納付額の資料を印刷することもできます。
※印刷につきましては、対応できない店舗等もありますので、事前に印刷の可否を農業委員会・JAにお問合せください。
※印刷した資料は公的な証明書ではありませんのでご留意願います。

<確定申告の際の保険料支払証明書の取扱い>

- ◇ 確定申告で農業者年金の保険料を申告する際、保険料支払証明書の添付は必要ありません。
- ◇ 確定申告書に保険料額を記入するだけで申告することができます。

《所得税法第120条第3項第1号、所得税法施行令第262条第3項》

お問合せ先

独立行政法人 農業者年金基金

業務部 適用・収納課 Tel 03-3502-3946

専門相談員 Tel 03-3502-3199